

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

福祉課 障害福祉係

議案名

議案第31号 財産処分(旧桐生市立川内北小学校及び旧桐生市立川内北幼稚園)について

趣旨・目的

旧桐生市立川内北小学校及び旧桐生市立川内北幼稚園を社会福祉法人桐生市社会福祉協議会へ売却するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

旧川内北小学校跡地を桐生みやま園移転用地として活用するに当たり、旧川内北小学校地内の土地及び現在「しごと工房みやま」として同法人に無償貸付けしている旧川内北幼稚園地内の土地建物について、次のとおり売却しようとするものです。

- | | |
|----------|---|
| 1 売却する財産 | 旧桐生市立川内北小学校及び旧桐生市立川内北幼稚園地内の土地及び建物 |
| 2 売却価格 | 8,120万1,200円 |
| 3 売却の相手方 | 桐生市新宿三丁目3番19号
社会福祉法人桐生市社会福祉協議会
会長 高松 富雄 |

背景・経過

桐生みやま園は、桐生市が昭和56年に障害者授産施設として開設して以降40年が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、また、利用者も重度化・高齢化しているため、利用実態に合わせた建替えが必要とされています。当初は現在地での建替えを検討しておりましたが、令和元年10月の台風19号で施設の横を流れる山田川の氾濫危険性が高まり自主避難所の指定が解除されたことから、より安全な旧川内北小学校跡地を移転用地として活用することを決定し、売却に向け準備を進めてまいりました。

《経過・今後の予定》

- 令和5年度 文化財保護課埋蔵文化財係移転作業、教育財産の用途廃止
- 令和6年度 旧川内北小学校解体工事、売買契約
- 令和7年度 新みやま園建設工事(実施主体：桐生市社会福祉協議会)
- 令和8年度 新みやま園供用開始

旧川内北小学校及び旧川内北幼稚園 配置図



$$S = \frac{1}{1000}$$

